

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインの改正	労働者の区分等について、厚生労働省から提示された案及び同省が平成25年度末までにまとめる検証結果を基に、府省横断的な情報共有・検討の場において、検証・検討のポイントを整理し、関係府省の所管調査における実査可能性や影響等の検証を実施する。その結果を基に府省横断的な見直し内容の結論を得て、順次調査の見直しを行う。
これまでの統計委員会の意見	<p><平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書>（平成27年10月2日）</p> <p>(1) 施策状況等に対する評価</p> <p>今回、労働者の区分について、府省横断的に統計の整合性や比較可能性を高める方向での検討が進められたことは、大変有意義な取組である。さらに、今回策定されたガイドラインについては、常用労働者・臨時労働者の区分を、雇用契約期間を基に簡素化を図り、事業所系調査と世帯系調査との比較可能性の向上が図られる点は評価できる。</p> <p>また、常用労働者の内訳区分については、「原則として雇用契約期間や所定労働時間等のより客観的な指標を用いて区分する」としておりこの方向性も妥当なものである。</p> <p>今後も、労働者の区分については、ガイドラインの見直し検討・改定に向け、結果表章の在り方、常用労働者の内訳区分の改善、間接雇用の把握の在り方等について検討していく予定としており、今回のガイドラインは中間的な整理として位置付けられる。</p> <p>(2) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方</p> <p>雇用形態が一層多様化してきている中で、労働者の区分について引き続き検討を進めていく必要がある。常用労働者の内訳に関しては、ガイドラインで示された原則である客観性の確保に留意し、雇用契約期間等による区分を検討すべきである。また、労働生産性を計測する上でも重要な労働時間の把握可能性についても検討すべきである。なお、今後の検討の方向性によっては、記入者負担の増加も想定されるが、調査事項の必要性・重要性について理解を求めていくことも念頭に置いた検討が望まれる。</p> <p>また、今後の検討スケジュールについては、平成28年に実施される経済センサスー活動調査の結果も踏まえつつ、早い段階で着実に検討を進めることも必要であり、その際、幅広く有識者からの意見を聴くことにも留意が必要である。なお、今後の検討状況については、統計委員会としても引き続き注視し、確認する。</p>
各種研究会等での指摘	

<p>担当府省の取組 状況の概要</p>	<p>(1) 平成 26 年 5 月から「産業関連統計の体系的整備等に関するワーキンググループ」における検討を開始し、①直接雇用と間接雇用の区分（第 1 レベル）、②常用労働者と臨時労働者の区分（第 2 レベル）、③常用労働者の内訳区分（第 3 レベル）、に関して整理した統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインを平成 27 年 5 月に決定した。</p> <p>(2) 統計委員会における平成 26 年度統計法施行状況報告審議において指摘された、常用労働者の内訳区分の改善等について、引き続き検討を実施し、平成 29 年 2 月に同ガイドライン改正イメージ（以下参照）を関係府省と共有した。</p> <p>(3) 総務省を中心とした関係府省は、平成 33 年経済センサスー活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、雇用契約期間（無期・有期）について更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成 33 年経済センサスー活動調査の企画時まで、同ガイドラインを改正することとしている。</p> <p>＜ガイドライン改正イメージ＞</p> <p>① 直接雇用と間接雇用の区分（第 1 レベル） 直接雇用と間接雇用を調査事項としている統計調査においては、引き続き当該区分により区分した調査結果を公表・提供し、的確な把握に努める。</p> <p>② 常用労働者と臨時労働者の区分（第 2 レベル） 常用労働者と臨時労働者を調査事項としている統計調査においては、定義・区分を簡素化・明確化することにより、世帯・個人を調査対象とする統計調査との比較可能性の向上を図る。 具体的には、「雇用契約期間の定めがない労働者」及び「雇用契約期間が 1 か月以上の労働者」を常用労働者とし、「雇用契約期間が 1 か月未満の労働者」を臨時労働者とする。これにより、「雇用契約期間が 1 か月以内の労働者」については、現在、前 2 か月の実労働日数により常用労働者か臨時労働者に区分されているが、前 2 か月の実労働日数に関係なく「雇用契約期間が 1 か月ちょうどの労働者」は常用労働者に「雇用契約期間が約 1 か月未満の労働者」は臨時労働者に区分される。</p> <p>③ 常用労働者の内訳区分（第 3 レベル） 平成 27 年労働者区分ガイドラインで定められた「常用労働者の内訳区分」のより客観的な改善について、①事業所・企業内の呼称や処遇に基づいて区分している統計調査は「雇用契約期間（無期・有期）」を適用、②統計調査の目的から、より詳細な常用労働者の内訳区分を必要とする場合、「相対比較による所定労働時間（フルタイム・短時間）」や「絶対基準（週 30、35 時間等）による所定労働時間」の区分を追加して適用する。</p>
---------------------------------	---

<p>次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行基本計画に掲げられている労働者区分等については、関係府省が一体となった検討を行い、①直接雇用と間接雇用の区分(第1レベル)、②常用労働者と臨時労働者の区分(第2レベル)、及び③常用労働者の内訳区分(第3レベル)に整理した「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」を策定するなど、一定の成果をあげているものと評価できるのではないか。 ○ 一方で、同ガイドラインについては、平成33年経済センサスー活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、雇用契約期間について更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、改正を行うことにより、一層の取組を推進することが必要ではないか。 <p><基本的な考え方></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省を中心とした関係府省は、平成33年経済センサスー活動調査の試験調査や企業ヒアリング等により、雇用契約期間(無期・有期)について更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、平成33年経済センサスー活動調査の企画時までには、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインを改正するとともに、所管統計調査における同ガイドラインの適用を検討する。
<p>備考(留意点等)</p>	